

令和4年度  
運動方針  
事業計画書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

公益社団法人 全国子ども会連合会

東京都文京区大塚 6-1-14 全国子ども会ビル

## 令和4年度運動方針

公益社団法人 全国子ども会連合会  
会長 河本 功

### (現況)

新型コロナウイルス感染の現状はその発生から2年を経過しても終息に至らず、感染拡大の影響が原因の全てではありませんが、昨年度における全国の子ども会組織は令和2年度に引き続き大きく会員数減少となり、コロナ感染拡大以前と比較して年間に3倍近い減少数となっています。

新たな年度を迎えましたが、コロナ禍における新たな生活様式として、感染拡大を防ぐための不要不急の外出自粛、外出時はマスク着用、食事時の人数制限などが世間の一般的行動規範となり、多くの活動が話し合いから展開する子ども会活動は多大な影響を受けています。

全子連の事業も中止または延期、また新しい形としてWeb会議の導入を余儀なくされました。従来通りの活動を行う子ども会もありますが、ほとんどの子ども会が活動に支障をもたらしている現実をふまえ、都道府県、指定都市子連はもちろんのこと、市区町村子連、すべての子ども会活動・事業、そして子ども会組織のあり方を根本的に考えざるを得ない状況と言えます。

### (展望)

新型コロナウイルス感染対策として、ワクチン接種、個々の予防対策は浸透していますが、未だ感染拡大には大きな不安があります。令和3年10月には全国的に感染者が激減していますが、今後の感染拡大に会員の子ども会活動への参加に対する不安を払拭できているとは言えません。越境移動、大人数での会議、会食など、例え十分な対策の上でも、従来通りの事業・活動の実施が子ども会に対する心証にマイナスの作用をしていることもありますので、感染状況の違いにより活動の方法、考え方が違うことを理解したうえで、活動内容、範囲、規模など考慮し、私たち子ども会の育成者は新たな形の活動を構築する必要があります。

今年度も各地の子ども会活動に対しては、実施の可否を慎重に判断いただき、新型コロナウイルス感染防止の正しい知識に基づき、可能な限りの感染防止対策をしたうえでの実施をお願いします。会員の参加の不安を増長するような活動は、全員参加等強制的に開催することは避け、内容を見直した上での実施をすることが必要です。

地域における子ども会活動、そして子ども会という組織の必要性は未来永劫変わることはありません。社会が大きく変化していくなかでも、環境の変化に対応しながら、子ども会の本来の在り方を追い求め活動していくことは大事なことです。

引き続き子どもたちの命を守り、子どもたちが、安全・安心の下に笑顔で子ども会活動に参加できる状況を優先に、育成者、指導者、地域の皆様一丸となり新型コロナウイルス感染防止にご配慮ください。

### （事業の展開）

昨年、一昨年に引き続き、単位子ども会や地域の子ども会活動は、状況を鑑み地域の皆様が前向きに参加され、開催して良かったと思われるよう特段の配慮の上に開催することが大切です。もちろん、感染防止策は万全にすることが前提です。

全子連や都道府県子連また市区町村子連での広範囲、また多数の参加者による事業に関しましては、新型コロナウイルス感染状況に応じて今年度もその都度開催方法を検討する必要があります。

全子連は昨年一昨年度と事業の大半を予定通り開催することができませんでした。今年度は感染対策を施した上での従来の中央会議・研究大会の開催、また各地区育成研・JL 研修会の開催に向け支援を進めていきます。各種会議も従来の形式とWeb 会議も積極的に利用しながら、コロナ禍における子ども会のあり方、コロナ収束後の子ども会活動の進め方、各事業の精査など多角的に進めてまいります。またWebex、Zoom など契約し、全国の子ども会組織がWeb 会議を有効活用いただくようシステム整備しています。SDG s の取り組みは各地区ユース世代の単位子ども会、市町村子連、都道府県子連での活躍を期待し、主に8月8日の子ども会の日を起点として展開するよう支援していきます。

### （共済のネット加入促進）

会員の安全共済会加入では、コロナ禍で対面の書類等の受け渡しに対する不安もあり、従来の加入方法が敬遠される状況が見受けられました。

今年度以降も同様の事態の想定により、より一層のネット加入への移行を推進するべく、Web での説明会、また可能な範囲での現地での説明会を開催し、会員の不安解消、会員減少の歯止めの一助となるよう進めていきます。

### （今後の子ども会組織運営）

新型コロナウイルス感染の発生から2年を経過し、各地の子ども会においては事業の中止などで活動ができないのに子ども会に入会する必要はない、という理由での子ども会脱会が見られます。

今年度もコロナの感染状況を確認しながら戦々恐々の子ども会活動の実施が想定されます。不安定な状況ではありますが、世の中が通常を取り戻したときに優先されるのは単位子ども会、その育成者の活動です。定例活動の再開と同時に、市町村子連や都道府県子連事業が重なり、動員などで単位子ども会活動に影響を及ぼすことは避けなくてはなりません。今後は全子連として行政などとの連携を強化し、単位子ども会の皆さんの負担が増えないように、都道府県子連、市町村子連組織内での事業再開の調整など、コロナ禍における現在だからこそ、しっかりと地域に目を向け、単位子ども会活動を最優先する本来の健全な組織運営を進めていきます。

公益社団法人 全国子ども会連合会  
令和4年度事業計画書

I 公益目的事業<公1事業>  
(連合会事業・共済事業)

1 指導者及び育成者相互の連携事業

(1) 地区子ども会推進研究会：

地区子ども会推進研究会は、従来全子連の専門委員が担ってきた子ども会の活性化について、地区ごとに実行可能な推進策を協議決定し、地区会長会議に提言することで、地区における子ども会活動の活性化を図ることを委託される組織である。

地区会長会議では地区子ども会推進研究会の協議決定事項を真摯に受けとめ、以後の活動目標を明確にし、実践することで子ども会活動の活性化に資する。実施地区単位で全子連が運営経費（実費）の一部を負担する。

各県市の枠を3名とし、内1名はユース（シニア）とする。

○地区運営費についての全子連の負担額

2019年度の共済加入人数 ×1.5円を限度とする。但し、この金額が75万円未満の場合は75万円とする。

実施地区は事業報告書（協議決定内容、収支決算書等）を全子連に提出する。

○各地区（ブロック）に業務委託費として5万円助成する。

○Web会議システムを積極的に活用する。

(2) 子ども会未来委員会

各地区子ども会推進研究会メンバーの中から推薦された委員と担当の理事によって構成される。

全国的な視点で、子ども会の今後の在り方等を検討し、具体的な対応策を企画立案し、全子連理事会に上申することで、子ども会の発展に寄与することを目的とする。

○Web会議システムを積極的に活用する。

(3) 第55回 全国子ども会育成中央会議・研究大会

○日 程： 令和4年10月29日（土）～30日（日）

○会 場： 長野県長野市

○参加費： 3,000円（情報交換会費、宿泊旅費は参加者負担）

○運営担当長野県子連に業務委託費として10万円助成する。

(4) 地区子ども会育成研究協議会

地区ごと（定款の理事選出基準）の地区会長会議において研究協議会の内容を検討し、指導者、育成者の子ども会発展のための情報交換、協議の場として開催し、子ども会活動の振興に資する。実施地区単位で全子連が運営経費（実費）の一部を負担する。

○地区運営費についての全子連の負担額

2019年度の共済加入人数 ×4円を限度とする。

実施地区は事業計画及び事業報告書（プログラム、参加人数、収支決算書等）を全子連に提出する。

○各地区（ブロック）に業務委託費として10万円助成する。

○育成研究協議会の在り方、全子連負担額について見直しを含め検討する。

全子連負担額については、令和6年度までは、前年の共済加入人数×4円を限度とする。

## （5）子ども会応援団の組織化

各都道府県・指定都市子連からの推薦を中心として組織化を図り、講師依頼等、積極的に全子連等子ども会が関わりを持つ。

## 2 子ども会活動の指導及び育成事業

### （1）ユース・リーダー（シニア・青年リーダー）の指導・育成

都道府県・指定都市子連ならびに各市子連においてユース（シニア）・リーダーの組織化を推進していくことで、地域の活性化を図ることに重点を置く。

ユース・リーダーの活動は、各都道府県・指定都市・各市での活動が中心になり、単位子ども会づくり、単位子ども会の支援、SDGsの取り組み、育成研の分科会担当など、地域における子ども会活動の中で積極的に役割を担って欲しい。

### （2）ジュニア・リーダーの指導・育成

#### ①地区子ども会ジュニア・リーダー研修会

地区ごと（定款の理事選出基準に基づく地区）に中学生・高校生年齢相当を対象とする研修会を開き、研修、情報交換等を行うことにより、ジュニア・リーダーの資質向上を図る。実施地区単位で全子連が運営経費（実費）の一部を負担する。

○地区運営費についての全子連の負担額

2019年度の共済加入人数 ×1.5円を限度とする。

実施地区は事業計画及び事業報告書（プログラム、参加人数、収支決算書等）を全子連に提出する。

○各地区（ブロック）に業務委託費として5万円助成する。

○ジュニア・リーダー研修会の在り方、全子連負担額について見直しを含め検討する。

全子連負担額については、令和6年度までは、前年の共済加入人数×1.5円を限度とする。

### （3）全国子ども会連合会表彰

子ども会ならびに子ども会活動の指導または育成に従事した個人、及び団体等に対して、その業績を讃え、今後の一層の活躍を期待し、全子連表彰規程に則り顕彰する。

①対象： 単位子ども会、ジュニア・リーダー組織、ユース・リーダー組織、指導者・

## 育成者、育成組織、指導者組織、奨励賞

### ②令和4年度表彰選考会

- 選考日程： 令和4年6月開催執行理事会
- 推薦締切日： 令和4年6月21日（火）

③第55回全国子ども会連合会育成中央会議・研究大会において開催予定の表彰式祝賀会に参加する被表彰者の参加費用等を全子連が負担する。

## 3 講習認定登録事業

### (1) JL講習認定事業

地域子ども会活動のジュニア・リーダー育成を目的とし、講習・認定事業を行う。

#### ○ジュニア・リーダーの認定及び登録

- ・対象： 中・高校生年齢相当（初級、中級、上級）
- ・講習内容： 全子連発行「Step Up for Junior Leader's」を使用し、所定の研修基準を修了後、認定する。
- ・教材の販売： 「Step Up for Junior Leader's」を販売する。
- ・認定カード： 希望者には有料にて認定カードを発行する。

## 4 資料の刊行情報提供事業

### (1) ホームページの充実とインターネットの活用

「@kodomo-kai.or.jp」を利用したホームページの充実を図り、一般ユーザーや全国の単位子ども会、市区町村子ども会、都道府県・指定都市子ども会向けに、全子連や県・市子連の事業内容の紹介や情報提供を行う。

会員相互の情報共有化、ネットワーク網の確立を推進し内容の充実を図る。

### (2) 県・市子連のホームページの作成と充実

平成25（2013）年度より推進してきているが、未だホームページの作成や運営が難しい都道府県・指定都市子連の状況に合わせ、よりきめ細かな対応をする。

「@kodomo-kai.or.jp」を利用したホームページについては、これまでどおり、全子連が作成を援助し、作成費用、維持費等は全子連が負担する。

情報提供の一つとして、ホームページの運用は必要なものであり、全ての都道府県・指定都市子連がホームページの積極的な運営ができるように支援する。

### (3) 情報収集・提供

全国の子ども会に関するデータについて、都道府県・指定都市子連の協力をいただき、データを作成する。

情報の管理に十分な配慮をしつつ、ホームページにも掲載し、情報を共有する。

## 5 企業・団体等連携事業

### (1) 協賛事業の展開

#### ①子ども会推奨マーク制度の推進

子どもたちの健全な育成に寄与する企業の商品、サービスについて全国子ども会連合会が推奨するマークの使用を認定する。

これにより、一般のユーザーにも子ども会の認知度を高めることも狙いとし、子ども会のPR活動の一翼を担う。

#### ②企業の社会貢献事業との連携

地域課題の解決等、社会貢献について積極的な活動を行っている企業との連携を図り、具体的な協働を推進する。

### (2) 社会教育団体として他の青少年関係団体等との連携を図る。

### (3) SDGsに取り組む

次の3目標について、各子ども会が目標を持って活動できるよう取り組む。

目標 13 (気候変動) : 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

目標 14 (海洋資源) : 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

目標 15 (陸上資源) : 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

取組の中で、子ども会の日(8月8日)を有効に活用し、一斉活動等により子ども会活動をアピールする。

## 6 助成金事業

### (1) ゆめ基金事業

#### ①子どもの体験活動における「ケガ防止対策」指導者養成講習会

子どもの体験活動におけるケガ防止対策を確立する為には、「メンタル」と「フィジカル」の両面からのアプローチが欠かせないが、後者は、正しく意図的に組み込まれにくいようである。本事業では、その部分を集中的な講義と実習により参加者に習得してもらう事を目的とする。内容は、科学的な根拠と最新の情報に基づく、現場で指導にあたる誰もが実行出来る最も重要な項目とし、その普及にあたる、より多くの指導者を養成する。

○申請額： 6,000,000円

○申請先： 独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもゆめ基金」

○募集人数： 60×全国9会場 = 延べ540名

○参加対象： 体験活動の指導者やボランティアとして活動している、あるいは活動しようとしている高校生以上の方

ゆめ基金の承認額が151万円のため上記の内容での取組は不可能になる。  
ゆめ基金の指示内容は、リモートでの開催を考えるようにとのこと。  
ゆめ基金の活用方法を含め、今後の開催について検討していく。

## (2) 通常寄附金の募集

子ども会関係者をはじめ広く一般に通常寄附金の募集活動を行う。

## (3) ソフトバンクグループ「つながる募金」の利用

ソフトバンクグループが用意している募金プラットフォーム「つながる募金」を利用し、寄附者に対する寄附のしやすい環境を整える。

## 7 賠償責任保険事業等

### (1) 損害賠償責任保険

- 保険会社： あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- 保険契約者： 公益社団法人全国子ども会連合会
- 保険料： 全子連運営費から支出
- 補償内容：

「子ども会活動中」の事故により、単位子ども会、各段階の連合組織の指導者・育成者等の主催者や共済事業の被共済者が、第三者を死傷させた場合や、またはその財物に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する。

### (2) 自転車保険の積極的取扱い

全国的に自転車条例が制定されつつあり、自転車保険への加入を義務とする自治体が増えてきています。

その対応として、安全共済会加入者を対象とした自転車保険の加入を促進いたします。

## 8 物販事業

子ども会活動の支援となる、書籍や活動物品の販売を行う。  
時代の変化に合わせ、必要最小限のものにしていく。

## 9 共済事業

(1) 共済掛金 被共済者1名につき50円(10月以降の加入は40円)

(2) 共済金給付要件(共済規程による)

被共済者が子ども会活動中に被った傷害・疾病により治療を受けたとき、またはその結果として後遺障害を被り、または死亡したとき。(往復途中を含む)

(3) 共済金の額（共済規程による）

①被共済者が治療を受けた場合

公的医療保険制度を利用した医療費総額の 30%

（共済金給付制限：共済金給付限度額 50 万円。共済金給付額 1,000 円以下は給付しない）

②被共済者が後遺障害を被った場合

後遺障害の程度に応じて 7 万（15 級）～600 万円（1 級）

③被共済者が死亡した場合 600 万円

(4) 業務委託

①業務委託契約

全子連は以下の業務を各県・指定都市子連へ委託する、業務委託契約を継続する。

②業務委託内容

被共済者の募集、名簿等書類作成管理、及び事故受付等の業務を委託する。

さらに、事故受付書類の取りまとめ、全子連へ受付書類を提出する。

③業務委託費

被共済者 1 名につき 10 円とする。

④加入者促進およびネット加入推進業務委託

加入者増加およびネット加入者推進を図るため、ネット加入者に比例した業務委託費を支給する。支給金額については、別途理事会で決定する。

(5) 事故審査及び支払い

審査については、審査委員会設置規程に基づく審査委員会が行う。共済規程に基づいた公正な審査が行われるよう、PTA・青少年教育団体共済法、保険法その他関係法令について、職員及び役員、審査委員への研修を行う。

(6) システム対応

単位子ども会の申込システムを積極的に推進する。

現在導入しているシステムのより一層の充実を図り、加入状況（加入申込書、名簿等）や事故支払状況等の県・市子連とのデータ共有と、共済規程に基づいた効率的な共済事業の運営を推進する。

(7) 健全な共済事業の運営

全子連は役職員、また県・市子連に対しても、PTA・青少年教育団体共済法及び施行規則、監督指針で求められているリスク管理や、審査基準、マニュアルについての研修を随

時行い、健全な共済事業の運営に努める（地区育成研究協議会、中央会議・研究大会においても研修会を行う）。安全教育の推進と事故状況の分析、事故の減少に役立つ情報の提供、子ども会会員（被共済者）の増加を推進する。

#### （８）剰余金について

共済会計の剰余金は適正額を準備金に繰入れ、定款の額（３億円）に達するまで、積立てることとする。

#### （９）安全普及啓発活動について

「子ども会KYT」「防災」「交通安全」「スポーツ競技の練習や大会での事故防止」に重きを置き、行政及び関係諸団体とも連携をとり県・市子連、単位子ども会の安全普及啓発活動の一層の充実を進める。

##### ①子ども会安全啓発指導者養成講習会

子ども会安全啓発公認指導者資格認定規程に基づき、公認指導者を養成するとともに、その資質の向上を図り、子ども会活動の安全に資する。

##### イ. 子ども会安全啓発初級指導者養成講習会

子ども会活動の安全・安心を目指し、各都道府県・指定都市子ども会連合組織が実施する。

日常の子ども会安全啓発講習会の講師を務める子ども会安全啓発初級指導者を多数養成する。

- ・講師謝金：各都道府県・指定都市子ども会連合組織に対し、１年間で２万円を限度として全子連が助成する。

但し、講師は開催地区の子ども会安全啓発中級指導者が行うことを条件とする。

- ・資料として「安全啓発諸資料」「こうしてすすめよう子ども会KYT」「スポーツケガ防止マニュアル」等を使用する。

##### ロ. 子ども会安全啓発中級指導者養成講習会

初級指導者講習会より一歩進み、安全教育全般に関して学習する。安全普及啓発活動の担い手としての子ども会安全啓発初級指導者養成講習会の講師が務められる子ども会安全啓発中級指導者の養成を目指す。

各地区（ブロック）子ども会連合組織が実施する。

- ・講師謝金及び旅費交通費：

謝金は１年間で４万円を限度として、各地区（ブロック）子ども会連合組織に全子連が助成する。旅費交通費は全額助成する。

- ・講師は原則開催地区の子ども会安全啓発上級指導者が行う。

##### ハ. 子ども会安全啓発上級指導者養成講習会

中級指導者講習会の開催状況を見て、適宜開催する。

## ②防災

子ども会活動中に地震などの災害が発生した場合の対応（誘導手順、避難場所、緊急時連絡方法、応急処置など）について、専門家、消防機関などと連携し、防災教育を進める。

特に防災マップ作りに重点を置き、地域での防災対策を進める。

## ③スポーツ競技の練習や大会での事故防止

各分野での専門家と連携し作成した、競技中の怪我防止対策マニュアル及びその指導書を活用して、スポーツ競技の練習や大会での事故防止を積極的に推進する。

## ④交通安全

専門家、警察機関と協議・検討し、自転車の乗り方や普段からの交通安全を考慮した交通安全指導により、子ども会活動はもとより日常における交通事故の減少を図る。

※上記4つに関する安全普及啓発活動について、助成金を支給する。

助成金として各県（市）子連及び各地区（定款の理事選出基準）に安全普及啓発活動に要した実費（10万円を限度）を支給する。（子ども会安全啓発指導者養成講習会の講師謝金は除く）

## ⑤事故調査研究事業

重大な事故（後遺障害、死亡事故等）の発生、または事故件数が多い県・市子連については、審査委員が該当県・市を訪問し原因、問題点の把握と改善のための諸方策を県・市子連と協同で研究しその対策に当たる。

重大事故については、データを共有化し今後の活動の注意点として活用する。

## <その他>

### 事務担当者研修の開催

事務局業務全般について、効率の良い事務を遂行できるように研鑽を積める内容とします。

- 開催単位： 地区別に開催する
- 日 時： 令和4年4月～6月 3時間
- 開催方法： ネットによる、Web会議システムで開催する。
- 内 容：
  - ・安全共済会加入システムについて
  - ・共済事業の運営、事務取り扱いについて
  - ・令和4年度の全子連の事業について
  - ・コンプライアンスについて
  - ・その他

## II 収益事業<収1事業>

### (ビル管理事業)

当会が所有する全子連ビルの賃貸収入及び管理事業

#### (1) 賃貸収入

- ①NPO法人東京都子ども会連合会 (全子連ビル4階部分)

#### (2) 費用

- ①エレベーター保守点検費用 (公益事業会計にも按分)
- ②ビルの修繕管理費用

#### (3) ビルの建替工事資金の積立について

- ①建替準備資産として、減価償却費相当額を積み立てる。  
(公益目的事業按分額については、公益目的事業会計で積み立てる)

## III 法人の運営 (管理部門)

正会員の会費及び、子ども会会費の一部(2円)を収入源とし、法人の運営に関わる管理費を計上する。

公益法人移行に伴い、定款等諸規定に基づく公益法人としての健全な運営と、より一層の役員の役割と責任分担の明確化、内部統制の強化と整備が求められる。

#### (1) 組織、事務局執行体制の整備と強化

公益法人としての健全な運営を目的に、役員、職員の配置及び強化を進めるため、随時役職員の研修を行う。県・市子連との関係、情報の共有を図るため、引き続きホームページの刷新、システムの構築を進める。また、関係法令や内部規定に基づき、内部監査や情報公開が適正に行われるよう推進する。

#### (2) 総会の開催

令和4年度 定時総会

- 日 時： 令和4年6月10日(金) 13:00~16:00
- 場 所： オリンピックセンター
- 内 容： 令和3年度事業報告ならびに決算報告、監事監査報告  
令和4年度事業計画ならびに予算決議、役員改選その他

#### (3) 理事会

開催日時は未定。新型コロナウイルスの感染状況により決定する。

- (4) 執行理事会  
※必要に応じて適宜開催する
  
- (5) 内部監査の実施  
※令和4年9月開催予定
  
- (6) コンプライアンス委員会  
※令和4年9月開催予定